

証券コード 6538  
(発送日) 2024年6月11日  
(電子提供措置の開始日) 2024年6月5日

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目5番17号  
株式会社キャリアインデックス  
代表取締役社長CEO 板倉 広高

## 第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第19期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

◆当社ウェブサイト：<https://careerindex.co.jp/ir/meeting/>



◆東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）では、銘柄名（キャリアインデックス）または証券コード（6538）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【株主総会のお土産について】

ご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー 9階  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room E  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第19期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類  
及び計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 新設分割計画承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役3名選任の件  
第4号議案 監査役3名選任の件  
第5号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
  - (1) 書面（郵送）による議決権行使において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取扱います。
  - (2) インターネットにより複数回、議決権行使が行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取扱います。
  - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使が行われた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱います。
  - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・電子提供措置事項のうち、以下の項目につきましては、法令および当社定款の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

#### ①事業報告

事業の経過及び成果、直前3事業年度の財産及び損益の状況、対処すべき課題、主要な事業内容、主要な事業所、使用人の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、株式の状況、責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要等、社外役員に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、剰余金の配当等の決定に関する方針

#### ②連結計算書類

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表

#### ③計算書類

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

#### ④監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査役会の監査報告

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

## 2. 議決権行使の方法について

### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

## 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## 4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

三井住友信託銀行 証券代行部  
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 企業集団の現況

### (1) 事業の状況

① 設備投資の状況

該当事項はありません。

② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2023年10月1日に株式会社ホワイトキャリアの株式70%を取得し、同社を連結子会社化いたしました。その後、2023年12月1日に同社の株式30%を取得し完全子会社化いたしました。また、当社は、2023年10月1日に株式会社Sales Xの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社マージナル	7百万円	100.0%	Web面接ツール「BioGraph」の提供
ContractS株式会社	100百万円	53.3%	契約マネジメントシステム「ContractS CLM」の提供
株式会社ホワイトキャリア	5百万円	100.0%	有料職業紹介事業
株式会社Sales X	5百万円	100.0%	DXコンサルティング事業

## 会社役員状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	板倉 広高	CEO
常務取締役	齊藤 慶介	COO 株式会社ホワイトキャリア 取締役 株式会社Sales X 取締役
取締役	齋藤 武人	CFO ContractS株式会社 取締役 株式会社ホワイトキャリア 取締役 株式会社Sales X 監査役
取締役	星 幸宏	CRO 株式会社マージナル 取締役 ContractS株式会社 取締役 株式会社ホワイトキャリア 取締役 株式会社Sales X 代表取締役社長CEO
取締役	中山 周一郎	中山公認会計士事務所 代表 株式会社すむたす 非常勤監査役 株式会社キャラット 非常勤監査役
取締役	渡辺 洋司	株式会社サイバーセキュリティクラウド 代表取締役 CTO
常勤監査役	西田 雅一	
監査役	大西 正義	株式会社レントラックス 非常勤監査役
監査役	細川 琢夫	グロービング株式会社 非常勤監査役 レメディ・アンド・カンパニー株式会社 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役中山周一郎氏及び渡辺洋司氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役西田雅一氏、監査役大西正義氏及び細川琢夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役細川琢夫氏は、長年にわたり経理を含めた管理部門の責任者を歴任し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年4月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	幾島 尚彦	新規/投資ファイナンス部長
執行役員	曾根 康司	経営企画管掌

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a.基本報酬に関する方針

役員報酬は、優秀な人材を確保できる水準、当社の業績、企業規模及び景気動向等を総合的に判断したうえで、決定することを方針とします。

#### b.業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、現時点において支給予定はございません。事業環境等の状況を踏まえて適宜検討し、業績連動報酬等を支給する場合には、方針を決定いたします。

#### c.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、現時点において支給予定はございません。事業環境等の状況を踏まえて適宜検討し、非金銭報酬等を支給する場合には、方針を決定いたします。

#### d.報酬等の割合に関する方針

金銭報酬のみとなります。業績連動報酬等又は非金銭報酬等を導入する場合には、報酬等の割合に関する方針を決定いたします。

#### e.報酬等の付与時期や条件に関する方針

毎年7月から翌年6月までの期間において月額定額を支給するものとします。

#### f.報酬等の決定の委任に関する事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の権限を有するものは、取締役会とします。また、その権限の内容及び裁量の範囲は、代表取締役が役員報酬の決定方針に基づき個人別報酬額を発議し、取締役会において、妥当性等を審議のうえ、取締役会が個人別報酬額を決定するものとします。

#### g.上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役報酬等の決定にあたっては、代表取締役が発議のうえ、取締役会にて審議、決定いたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	77百万円 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	6 (6)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	83 (8)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年10月13日開催の臨時株主総会において、年額3億円（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年6月26日開催の定時株主総会において、年額1,000万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 新設分割計画承認の件

#### 1. 新設分割を行う理由

当社は、『「もっと」にこだわる』を経営理念とし、マーケティング事業及びDX事業を展開しております。この様な理念のもと、昨今はM&Aも積極的に行い、事業拡大を進めて参りました。この結果、当社グループ企業数も増加しており、今後のグループ全体の事業拡大及び成長加速を図るためにも、経営基盤を強化するとともに効率化を図っていく必要があると考えております。このため、持株会社体制へ移行し、グループ事業戦略の立案及び実行、グループ資本効率の向上、管理体制の効率化等を進めることが、当社グループ全体の企業価値向上に資すると考えております。

以上の理由から、当社の持株会社体制への移行のため、新設分割をご提案するものであります。

なお、本議案に基づく新設分割については、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として効力を発生するものとします。

#### 2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画の内容の概要は以下の通りです。

### 新設分割計画書（写）

株式会社キャリアインデックス（以下「当社」という。）は、新たに設立する事業会社（以下「新設会社」という。）に対し、当社の営むマーケティング事業及びDX事業（以下「本件対象事業」という。）に関する権利義務を承継させる新設分割を行うことにつき、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（新設分割）

当社は、本計画の定めに従い、本件対象事業に関して当社が有する第4条に定める資産、債務、契約その他の権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う（以下「本件新設分割」という。）。

#### 第2条（新設会社の定款記載事項）

1. 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。
2. 新設会社の設立時本店所在場所は、東京都港区南青山二丁目5番17号とする。

### 第3条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 幾島 尚彦、板倉 広高、齊藤 慶介
- (2) 設立時監査役 曾根 康司

### 第4条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務）

1. 当社は、2024年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第7条に定める効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（その詳細は別紙2「承継権利義務明細表」に定める）を、効力発生日において新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。
2. 当社から新設会社に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

### 第5条（本件新設分割に際して交付する新設会社の株式の数）

新設会社は、本件新設分割に際して、普通株式1,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に割り当て交付する。

### 第6条（新設会社の資本金及び準備金に関する事項）

新設会社の設立の際における資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金5,000,000円
- (2) 資本準備金の額 金5,000,000円
- (3) 利益準備金の額 金0円

### 第7条（新設会社の成立の日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という。）は2024年10月1日とする。  
但し、当社は、本件新設分割における手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、効力発生日を変更することができる。

### 第8条（株主総会の承認）

当社は、2024年6月27日開催予定の定時株主総会による承認決議が得られることを条件として本件新設分割を行う。

### 第9条（競業禁止義務）

当社は、新設会社が承継する本件対象事業について競業禁止義務を負わず、効力発生日以降においても、本件対象事業と競業する事業を行うことができるものとする。

第10条（本計画の変更及び中止）

当社は、本計画作成日から効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、当社の財務状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件新設分割を中止することができるものとする。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

2024年5月22日

東京都港区南青山二丁目5番17号  
株式会社キャリアインデックス  
代表取締役社長CEO 板倉 広高

## 【別紙1】

# 定 款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社キャリアインデックスと称し、英文では、CareerIndex Inc.と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- 2) インターネット等のオンラインを利用した市場調査、広告及び宣伝等の受託
- 3) ウェブサイトの企画、制作及び運営
- 4) コンピュータソフトウェアの企画、開発及び保守
- 5) 有料職業紹介事業
- 6) 広告、宣伝に関する企画並びに制作・販売
- 7) 広告代理業
- 8) Webに関するコンサルティング業
- 9) 不動産の管理
- 10) 不動産の保有、賃貸、売買及び仲介
- 11) 有価証券の保有、売買並びにその他の投資事業
- 12) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1) 取締役会
- 2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当社は、相続その他一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載し又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。但し、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎年事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2. 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく株主総会を開催することができる。

#### (招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (株主総会の決議等の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役の員数)

第20条 当社の取締役は3名以上とする。

### (取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

### (取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

### (取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

### (取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

### (取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役の全員（該当事項について議決に加わることができるものに限る。）が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役

### (監査役の員数)

第32条 当社の監査役は1名以上とする。

### (監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任免除)

第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計算

### (事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### (剰余金の配当等)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。

2. 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

### (配当の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当には、利息をつけない。

## 【別紙2】

### 承継権利義務明細表

効力発生日において当社が新設会社に承継させる権利義務は、本明細表に定める当社の権利義務のうち、法令上承継可能なものとする。但し、当該当社の権利義務のうち、本件新設分割により新設会社に承継させるために、関係官公庁（日本国内外を問わない。）の許認可が必要となる場合、又は第三者の同意若しくは承認等が必要となる場合（同意若しくは承認等を得ずに権利義務を承継した場合に当該第三者との間の契約の債務不履行事由若しくは解除事由に該当する可能性があるものを含む。）であって、かかる許認可、同意若しくは承認等が得られないものは承継対象から除外するものとする。

#### 1. 資産

効力発生日の前日の終了時において当社が所有又は保有している資産のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の資産。

##### (1) 流動資産

前払費用、その他の流動資産（当該終了時において発生済みの売掛金等の金銭債権を除く）

##### (2) 固定資産

工具器具備品、一括償却資産等の有形固定資産(仮勘定を含む)、ソフトウェア、のれん、顧客関連資産等の無形固定資産(仮勘定を含む)、投資その他の資産

#### 2. 債務

効力発生日の前日の終了時において存在する当社の負債及び債務のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の負債及び債務。

##### (1) 流動負債

預り金、前受金、その他の流動負債（当該終了時において発生済みの買掛金等の金銭債務を除く）

##### (2) 固定負債

該当事項なし。ただし、効力発生日までに新設会社の事業に関して発生したものは譲渡対象とする。

#### 3. 契約

(1) 本件対象事業に関連する契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務。

(2) 前号に関わらず、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務は承継されない。

#### 4. 雇用契約

効力発生日の前日の終了時において本件対象事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務を新設会社に承継させる。

#### 5. 許認可等

本件事業に関する関係官公庁の許認可等のうち、法令上承継可能なものは、当社から新設会社へ承継する。但し、本件対象事業以外の当社の事業にも関連するものを除く。

### 3. 会社法施行規則第205条第1号から第6号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項の相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

##### ① 新設会社が新設分割に際して当社に対して交付する新設会社の株式の数の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

本件分割は単独新設分割であり、当社は本件分割に際して新設会社が発行する全ての株式を取得しますので、本件分割において当社の純資産の額には変動がなく、新設会社が発行する株式の数は当社において任意に決定できると解されます。そのため、本件分割の目的に鑑み、適切な出資単位の設定その他諸般の事情を勘定した結果、新設分割計画書第5条に記載のとおり、新設会社が発行する株式の数は普通株式1,000株とすることが相当であると判断いたしました。

##### ② 新設会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金および準備金の額は相当であると判断しております。

#### (2) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第205条第6号イ）

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は第1号議案「新設分割計画承認の件」の「1. 新設分割を行う理由」に記載のとおり、2024年10月1日付で新設分割による持株会社体制への移行に伴い、商号および目的の変更を行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります（第1条、第2条ならびに附則第1条および第2条）。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社キャリアインデックス</u>と称し、英文では、<u>CareerIndex Inc.</u>と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1) <u>インターネット</u>を利用した各種情報提供サービス</p> <p>2) <u>インターネット等のオンライン</u>を利用した市場調査、広告及び宣伝等の受託</p> <p>3) <u>ウェブサイトの企画、制作及び運営</u></p> <p>4) <u>コンピュータソフトウェアの企画、開発及び保守</u></p> <p>5) 有料職業紹介事業</p> <p>6) ~7) (条文省略)</p> <p>8) <u>Web</u>に関するコンサルティング業</p> <p>9) <u>不動産の管理</u></p> <p>10) <u>不動産の保有、賃貸、売買及び仲介</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社ディスラプターズ</u>と称し、英文では、<u>Disruptors Inc.</u>と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと、<u>ならびに次の事業を営む会社（外国会社を含む）その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することおよびこれに関連または附帯する一切の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1) <u>ITシステム</u>を利用した各種情報提供サービス</p> <p>2) <u>ITシステム</u>を利用した市場調査、広告及び宣伝等の受託</p> <p>3) <u>ITシステムの企画、制作及び運営</u></p> <p>4) <u>ITシステムの企画、開発、保守、技術指導に関する業務並びに代理業務</u></p> <p>5) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業</p> <p>6) ~7) (現行どおり)</p> <p>8) <u>ITシステム</u>に関するコンサルティング業</p> <p>9) <u>不動産の保有、売買、賃貸、交換、分譲、管理、斡旋及びその仲介又は代理業</u></p> <p>(削除)</p> <p>10) <u>建築工事業及びリフォーム工事の設計、施工、管理、請負及びコンサルティング</u></p> <p>11) <u>土木工事業</u></p> <p>12) <u>契約業務システムの企画・開発・販売及びライセンス</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	13) <u>業務プロセス・管理に関するコンサルティング</u>
(新 設)	14) <u>営業代行業務</u>
(新 設)	15) <u>経営及び営業のコンサルティング業</u>
(新 設)	16) <u>コールセンターの運営及び管理並びにそれらの受託</u>
(新 設)	17) <u>電話、ファックス及びインターネット等による応対代行業務</u>
(新 設)	18) <u>電子商取引業</u>
(新 設)	19) <u>通信販売業</u>
(新 設)	20) <u>古物営業法による古物商</u>
(新 設)	21) <u>各種貿易業、売買業、売買の代理業、問屋業及び仲介業</u>
(新 設)	22) <u>総合レンタル業及び総合リース業並びにその斡旋に関する業務</u>
(新 設)	23) <u>イベントの企画、運営事業</u>
(新 設)	24) <u>アニメーション、映像、昔声等のウェブコンテンツ及びデジタルコンテンツの企画、制作、販売及び配信</u>
(新 設)	25) <u>書籍、雑誌その他の出版物及び情報コンテンツの企画、制作、出版、販売及び放送事業</u>
(新 設)	26) <u>介護、医療、健康、教育、障害福祉、生活支援等に関するサービスの提供</u>
(新 設)	27) <u>旅行業、旅行業者代理業並びに旅行及びレジャーに関する情報提供サービス</u>
(新 設)	28) <u>食料品、飲料、日用品、服飾品、雑貨、機械・器具、電気製品、医薬品、医療機器、医療消耗品、介護用品等の製造、輸出入、買取、卸売及び販売並びにこれらの仲介</u>
(新 設)	29) <u>集金代行業</u>
(新 設)	30) <u>貸金業及びクレジットカード業</u>
(新 設)	31) <u>割賦販売法による前払式特定取引業及び個別信用購入斡旋業、包括信用購入斡旋業</u>
(新 設)	32) <u>資金移動業及び前払式支払手段の発行業務</u>
(新 設)	33) <u>電子決済システムの企画、開発、運用、管理及び保守並びにそれらの代行</u>
(新 設)	34) <u>損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務</u>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>11) <u>有価証券の保有、売買並びにその他の投資事業</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>12) <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>35) <u>一般貨物自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、運送取次事業及び倉庫業</u></p> <p>36) <u>有価証券の保有、売買並びにその他の投資事業</u></p> <p>37) <u>M&amp;Aに関する仲介、斡旋及びアドバイザー業務</u></p> <p>38) <u>前各号に関するコンサルティング業務</u></p> <p>39) <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 第1条（商号）および第2条（目的）の変更については、2024年6月27日開催予定の第19期定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が原案どおり承認可決されること、および上記新設分割計画に基づく新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>第2条 本附則は、前条に定める新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、取締役員数が3名減少しますが、これは持株会社体制への移行計画に伴い、経営と執行を明確に分け、経営の効率化を図るためとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	いたくら ひろたか 板倉 広高 (1965年11月21日)	1988年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス） 入社 1997年4月 ヤフー株式会社（現 LINEヤフー株式会社） 入社 1998年4月 同社 広告営業部長 2000年4月 同社 法人営業部長 2003年7月 同社 ビジネス開発部長 2005年1月 株式会社アイ・アム（現 株式会社コンフィデンス・インターワークス） 入社 常務執行役員 2005年11月 当社 設立 代表取締役社長 2010年4月 株式会社バザール 取締役 2018年6月 当社 代表取締役社長 CEO（現任）	11,731,200株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の 株 式 数
2	な か や ま し ゅ う い ち ろ う 中 山 周 一 郎 (1981年1月21日)	2006年10月 株式会社アーバンアセットマネジメント 入社 2007年4月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査 法人) 入所 2008年11月 應和監査法人 入所 2011年11月 三菱自動車工業株式会社 入社 2012年7月 税理士法人 The CFO Tax & Accounting 入 所 2013年1月 公認会計士登録 2013年1月 中山公認会計士事務所代表(現任) 2013年2月 株式会社医歯薬ネット 入社 2014年8月 株式会社医歯薬ネット 取締役 経営企画室室 長兼管理部長 2017年1月 株式会社ランディックス 非常勤CFO 2017年1月 東陽監査法人 非常勤職員 2017年3月 株式会社医歯薬ネット 非常勤監査役 2017年6月 当社 社外取締役(現任) 2017年6月 株式会社ランディックス 取締役 2020年7月 株式会社WARC 入社(現任) 2022年10月 株式会社すむたす 非常勤監査役(現任) 2023年3月 株式会社キャラット 非常勤監査役(現任)	-

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	わたなべ ようじ 渡辺 洋司 (1975年8月19日)	1998年4月 株式会社アルファシステムズ 入社 2002年3月 株式会社アスケイド 入社 2016年4月 株式会社サイバーセキュリティクラウド 入社 CTO兼Webセキュリティ事業部長 2016年12月 同社 執行役員 CTO兼Webセキュリティ事業部長 2017年6月 同社 取締役CTO兼Webセキュリティ事業部長 2020年5月 同社 取締役CTO兼Webセキュリティ事業本部長 2020年12月 株式会社ソフテック 代表取締役社長 2021年1月 株式会社サイバーセキュリティクラウド 代表取締役社長兼CTO 2021年3月 同社 代表取締役CTO (現任) 2021年6月 当社 社外取締役 (現任)	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中山周一郎氏及び渡辺洋司氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 中山周一郎氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、特に財務や会計面を中心に取締役の意思決定の妥当性・適正性の客観的な助言・提言が期待でき、現に取締役会等において、当社経営及び財務会計に対する積極的な意見・提言をいただいていることから、引き続き当社の経営に同氏の経験等を活かしたく、社外取締役候補者といたしました。
- (2) 渡辺洋司氏は、経営者としての経験に加え、特にシステム分野に関する経験と知識が豊富であることから、取締役の意思決定の妥当性・適正性の客観的な助言・提言が期待できることから、当社の経営に同氏の経験等を活かしたく、社外取締役候補者といたしました。
4. 中山周一郎氏及び渡辺洋司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって中山周一郎氏が7年、渡辺洋司氏が3年となります。
5. 当社は、中山周一郎氏及び渡辺洋司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、第19期定時株主総会に際しての電子提供措置事項の「会社役員等の状況 (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、中山周一郎氏及び渡辺洋司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 板倉広高氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当します。

【ご参考】取締役候補者のスキルマトリックス

下記の一覧表は、各取締役候補者の代表的なスキルを記載したものであり、各取締役候補者の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

候補者 番号	氏名	当社における 現在の地位	属性	候補者が有する専門性				
				企業経営	財務・ 会計	コーポレ ートガバ ナンス・ コンプラ イアンス	営業・マ ーケティ ング	システム
1	板倉 広高	代表取締役社長 CEO		○		○	○	
2	中山 周一郎	取締役	社外 独立		○			
3	渡辺 洋司	取締役	社外 独立	○				○

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	にしだ まさかず 西田 雅一 (1957年6月20日)	1981年 4月 株式会社三越（現 株式会社三越伊勢丹） 入社 2004年 3月 同社 商品本部 商品システム推進部 ゼネラルマネージャー 2007年 8月 同社 統合準備室 プロジェクトリーダー 2008年 4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 営業政策本部 店舗運営グループ長 2011年 4月 同社 執行役員 事業開発部長 2014年 4月 株式会社スタジオアルタ 代表取締役社長 2015年 4月 株式会社三越伊勢丹 監査役 2019年 7月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 内部監査室 参与 2020年 6月 当社 常勤社外監査役（現任） 2022年 7月 株式会社テンポスドットコム 非常勤監査役	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	おおにし まさよし 大西 正義 (1945年5月25日)	1969年 7月 株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入社 1993年 5月 同行 鳥越支店長 1995年 5月 同行 人事部教育研修室長 1997年10月 亜細亜証券印刷株式会社 (現 株式会社プロネクサス) 入社 ディスクロージャー営業部長 1998年 6月 同社 取締役 2008年 6月 同社 常務顧問 2008年11月 株式会社カービュー 入社 上席執行役員メディア事業本部長 2009年 6月 同社 取締役 2012年 4月 同社 取締役副社長 2012年12月 同社 代表取締役社長 2013年 2月 同社 取締役 2013年10月 株式会社レントラックス 非常勤監査役(現任) 2015年 6月 当社 常勤社外監査役 2020年 6月 当社 非常勤社外監査役 (現任)	-
3	※ なかの りか 中野 里香 (1965年9月28日)	1994年11月 司法試験合格 1995年 4月 司法研修所 入所 司法研修生 1997年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 1997年 4月 仲居・塚田法律事務所 (現 麴町創和法律事務所) 入所 2002年 4月 第一東京弁護士会 消費者問題対策委員会 副委員長 2004年 4月 財団法人世田谷区都市整備公社 (現・一般財団 法人世田谷トラストまちづくり) 理事 2007年 6月 日本マテリアル株式会社 社外監査役 2008年 4月 東京簡易裁判所 民事調停委員 (現任) 2008年11月 世田谷区教育委員会 教育委員 2013年12月 原子力損害賠償紛争解決センター (文部科学省 研究開発局) 室長補佐 2020年 4月 麴町創和法律事務所 代表 (現任) 2021年 6月 インフォメティス株式会社 社外監査役	-

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 西田雅一氏、大西正義氏及び中野里香氏は、社外監査役候補者であります。
4. (1) 西田雅一氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査役に反映していただきたく、社外監査役候補者といたしました。
- (2) 大西正義氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査役に反映していただきたく、社外監査役候補者といたしました。
- (3) 中野里香氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査役に反映していただきたく、社外監査役候補者といたしました。
5. 西田雅一氏及び大西正義氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって西田雅一氏が4年、大西正義氏が9年となります。
6. 当社は、西田雅一氏及び大西正義氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、中野里香氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、第19期定時株主総会に際しての電子提供措置事項の「会社役員の状況 (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、西田雅一氏及び大西正義氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、中野里香氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が監査法人FRIQを会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を考慮し、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人として期待される専門性、独立性、品質管理体制並びに監査報酬を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年4月30日現在)

名 称	監査法人FRIQ		
事 務 所	主たる事務所 東京都千代田区神田紺屋町15番地		
沿 革	2021年1月 設立		
概 要	資本金		22百万円
	構成人員	代表社員（公認会計士）	1名
		社員（公認会計士）	10名
		特定社員	1名
		職員（公認会計士）	52名
	（その他の職員）	26名	
	合計		90名

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー 9階

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room E

TEL 050-3112-0907



交通 東京メトロ南北線 六本木一丁目駅 西改札より直結  
東京メトロ日比谷線 六本木駅 5番出口より 徒歩6分  
都営地下鉄大江戸線 六本木駅 5番出口より 徒歩6分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。